

素案からの主な変更点

項目		計画（素案）	計画（案）	頁
第 1 章 1	目的 6 段落目	こうした課題や食料安全保障のリスクの増大、食品アクセスの問題の顕在化、社会のデジタル化といった情勢の変化等を踏まえ、食育の意義、大切さを改めて考え、関係の機関、団体を含め、道民の皆様と役割を分担しながら、北海道の食育を総合的・計画的に推進するため、新たに「第 5 次北海道食育推進計画」（どさんこ食育推進プラン）を策定します。	こうした課題や食料安全保障のリスクの増大、食品アクセスの問題の顕在化、社会のデジタル化といった情勢の変化等を踏まえ、食育の意義、大切さを改めて考え、関係の機関、団体を含め、道民の皆様と役割を分担しながら、 <u>我が国最大の食料供給地域である本道において、</u> 食育を総合的・計画的に推進するため、新たに「第 5 次北海道食育推進計画」（どさんこ食育推進プラン）を策定します。	1
第 1 章 4 - (1)	5 行目	また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴うサプライチェーン（供給網）の混乱に加え、ロシアによるウクライナ侵略等による農産物や生産資材の価格高騰や安定供給への懸念など、我が国の食料をめぐる国内外の状況は刻々と変化しており、食料安全保障上のリスクが増大しています。	また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴うサプライチェーン（供給網）の混乱に加え、ロシアによるウクライナ侵略等による農産物や生産資材の価格高騰や安定供給への懸念や、 <u>高病原性鳥インフルエンザ</u> による鶏卵の供給不安など、我が国の食料をめぐる国内外の状況は刻々と変化しており、食料安全保障上のリスクが増大しています。	4
第 3 章 1	スローガ ン	記載なし。	心も体も食べて育とう。北海道の食がつなぐ未来	12
第 3 章 2 - (2)	食に関する知識の 習得	健全な食生活を実践するためには、道民一人一人が食の生産から消費に至る幅広い段階において、食の循環や環境との関係、食品の栄養や機能性など、様々な視点から食に関する正しい知識を得て、食を選択する力を習得する必要があります。	健全な食生活を実践するためには、道民一人一人が食の生産から消費に至る幅広い段階において、食の循環や環境との関係、食品の <u>安全性</u> や、 <u>栄養</u> をはじめとした機能性など、様々な視点から食に関する正しい知識を得て、食を選択する力を習得する必要があります。	12

素案からの主な変更点

項目		計画（素案）	計画（案）	頁
第4章 1－（1）－オ	①	健全な食生活の実践のため、子育て世代（親子）や若い世代に対し、料理教室や食生活に関する講座等を開催します。	健全な食生活の実践のため、子育て世代（親子）や <u>子どもを含む</u> 若い世代に対し、料理教室や食生活に関する講座等を開催します。	15
第4章 1－（2）－エ	②	職域と連携し、生活習慣病の予防の取組を実施します。	職域と連携し、生活習慣病の予防 <u>と改善</u> の取組を実施します。	18
第4章 1－（2）－エ	④	記載なし。	高齢期や青年期の道民が手軽に実践できる健康に良い食生活につながる取組を提案するとともに、それぞれの世代を対象とした食育活動の取組事例などについて共有しながら、機運醸成を図ります。	18
第4章 1－（2）－オ	③	記載なし。	家族等が食卓を囲んで共に食事をとりながらコミュニケーションを図ることにより、食の楽しさや基本的な生活習慣づくりへの意識を高めます。	18
第4章 2－（1）－ア	①	市町村や団体、企業、メディア、大学等と連携し、各種広報媒体やイベントなど様々な機会を活用し、食品ロスの現状や社会へ与える影響、削減の意義等について、理解の促進を図るとともに、「どさんこ愛食食べきり運動」の普及啓発を実施します。	市町村や団体、企業、メディア、 <u>高等教育機関</u> 等と連携し、各種広報媒体やイベントなど様々な機会を活用し、食品ロスの現状や社会へ与える影響、削減の意義等について、理解の促進を図るとともに、「どさんこ愛食食べきり運動」の普及啓発を実施します。	19

素案からの主な変更点

項目		計画（素案）	計画（案）	頁
第4章 2-(1)-ア	②	道民行動としての定着を図るため、外食や宴会での「食べきりキャンペーン」のほか、家庭や買い物での留意点、賞味期限や消費期限の違いなど、様々な場面において手軽に実践できる具体的な知識や取組の提案などを実施します。	道民行動としての定着を図るため、外食や宴会で <u>食べきれる量を注文するなどの「食べきりキャンペーン」</u> を推進するほか、家庭や買い物での留意点、賞味期限や消費期限の違いなど、様々な場面において手軽に実践できる具体的な知識や取組の提案などを実施します。	19
第4章 2-(1)-エ 2-(4)-イ		記載なし	④ 消費者を対象とする有機農業者との交流イベントや農作業などの体験を通じ、有機農業について理解を深められるよう取り組みます。	20 22
第4章 2-(2)-ア	⑤	採用1年目の栄養教諭を対象に、農業者宅において、農業体験等を行う研修を実施します。	採用1年目の栄養教諭を対象に <u>実施する農業体験等を行う研修を通じて、児童生徒に食べ物</u> <u>を大事にし、食料の生産等に関わる人々へ感謝する心を育みます。</u>	20
第4章 2-(2)-ア	⑥	学校関係者や消費者団体などと連携して、料理教室や漁業体験などを通じ、道民と地域の生産者との交流を促進します。	学校関係者や消費者団体などと連携して、料理教室や漁業体験などを通じ、道民と地域の <u>漁業者</u> との交流を促進します。	20
第4章 2-(2)-ア	⑦	木育を息の長い道民運動として展開するため、木育を普及する専門家を育成するとともに、多様な主体との連携による子育て支援と木育・食育に関する普及啓発イベントを開催します	道産木材を活用した箸や食器づくり体験など、食育・木育に関する普及啓発イベントを開催します。	20
第4章 2-(2)-ア	⑧	漁協女性部が地域住民と連携し、協働により取り組んでいる植樹・育樹活動に対して支援します。	安全で安心な食の環境を守るため、漁業関係者などが取り組む豊かな海や川を育む森林づくり活動を支援します。	20

素案からの主な変更点

項目		計画（素案）	計画（案）	頁
第4章 2-(2)-ウ	①	地域の風土や食文化などを活かした北海道らしい食づくりを行うために必要な知識や技術を有する「北海道らしい食づくり名人」の登録を進め、ホームページやメールマガジン等を活用し、食づくり名人の活動を広く紹介するとともに、食づくり名人と食育推進のネットワークとの連携を図ります。	地域の風土や食文化などを活かした北海道らしい食づくりを行うために必要な知識や技術を有する「食づくり名人」の活動をホームページ等を活用して広く紹介するとともに、「食づくり名人」のうち講師やアドバイザー等となって北海道らしい食づくりを進めるための指導や助言ができる「伝承名人」の活動を促進し、伝統的な北海道の食文化の継承を図ります。	20
第4章 2-(2)-ウ	②	伝統的な北海道の食文化の継承を図るため、各地域において食づくり名人を指導者として活用することにより、本道における食の担い手を育成します。	前半は①に盛り込み、後半は第4章3-(1)-ウ(地域の食育活動を担う人材の育成・活用)と重複するので削除。	20
第4章 2-(3)-イ	① ② ③	①道民が道産の食品を積極的に選択する「愛食の日（どんどん食べよう道産DAY）」（毎月第3土・日曜日）について、普及啓発等の取組を積極的に推進します。 ②高品質な良食味米の安定生産や、中食・外食向けなど用途に応じた生産を推進するとともに、農業団体や流通・小売企業等と連携し、地元米に関する幅広いPR活動などに取り組みます。 ③消費者や実需者のニーズに応じた小麦の生産を促進するとともに、道産小麦を使用した地域色豊かな商品開発などにより、道内における輸入小麦から道産小麦への利用転換を図る「麦チェーン」を進め、地域住民に地元小麦の活用を積極的にPRします。	「①」を削除 道民が道産の食品を積極的に選択する「愛食の日（どんどん食べよう道産DAY）」（毎月第3土・日曜日）について、普及啓発等の取組を積極的に推進します。 <u>①米については、高品質な良食味米の安定生産や、中食・外食向けなど用途に応じた生産を推進するとともに、農業団体や流通・小売企業等と連携し、道産米に関する幅広いPR活動などに取り組みます。</u> <u>②小麦については、道内における輸入小麦から道産小麦への利用転換を図る「麦チェーン」の取組を進めるため、消費者や実需者のニーズに応じた小麦の生産を促進するとともに、将来の食づくりを担う学生への理解醸成などに取り組み、道産小麦の更なる需要拡大を図ります。</u>	20 21

素案からの主な変更点

項目		計画（素案）	計画（案）	頁
第4章 2-(3)-イ	④ ⑤ ⑥	④地域の酪農に関する情報や牛乳乳製品を使った料理レシピなどを積極的にSNSで発信するほか、生産者団体や乳業メーカーと連携したPR活動に取り組みます。 ⑤地域ごとに水産物に関する学習機会の創出や学校給食での水産物利用の促進などに取り組みます。 ⑥きのこ品評会展示会、産地直売会や農業・農村フェスタなどの場を活用してPR活動に取り組みます。	③牛乳については、地域の酪農に関する情報や牛乳乳製品を使った料理レシピなどを積極的にSNSで発信するほか、生産者団体や乳業メーカーと連携したPR活動に取り組みます。 ④水産物については、地域ごとに水産物に関する学習機会の創出や学校給食での水産物利用の促進などに取り組みます。 ⑤きのこについては、きのこ品評会展示会、産地直売会や農業・農村フェスタなどの場を活用してPR活動に取り組みます。	21
第4章 2-(4)-ア	②	食品表示法、食品衛生法、健康増進法に関するパンフレット等の配布や各種イベント等による啓発活動を進めます。	原料原産地、アレルギー、栄養成分等の食品表示に係る正しい知識の向上のため、事業者等を対象にセミナーを開催します。(食品表示法)	21
第4章 2-(4)-ア	⑤	ホームページでの周知やパンフレット等の配布などにより、消費者等へ食品表示の普及啓発を行います。(道産食品独自認証制度、道産食品登録制度、YES!clean表示制度、有機JAS規格)	ホームページでの周知やパンフレット等の配布などにより、消費者等へ食品に関する国や道の表示制度等の普及啓発を行います。(道産食品独自認証制度、道産食品登録制度、YES!clean表示制度、有機JAS規格)	22
第4章 2-(4)-エ	⑦	記載なし。	災害時の避難生活に備えるため、食品が賞味期限切れとならないよう消費と補充を行うローリングストックを推進するとともに、災害食を普及させるため、各種イベントなどにおいて「北の災害食」のレシピ集をPRします。	22

素案からの主な変更点

項目	計画（素案）	計画（案）	頁	
第4章 3－（1）－ウ	③ ④ ⑤	<p>③ 地域の風土や食文化などを生かした北海道らしい食づくりを行うために必要な知識や技術を有する「北海道らしい食づくり名人」の登録を進めます。</p> <p>④ 食づくり名人と食育推進ネットワークとの連携を図るとともに、各地域において食づくり名人を指導者として活用することにより、本道における食の担い手を育成します。</p> <p>⑤ ホームページやメールマガジン等を活用し、食づくり名人の活動を広く紹介します。</p>	<p>(④を③に統合する)</p> <p>③ 地域の風土や食文化などを生かした北海道らしい食づくりを行うために必要な知識や技術を有する「食づくり名人」や「伝承名人」と食育推進ネットワークとの連携を図るとともに、各地域において「伝承名人」等を指導者として活用することにより、本道における食の担い手を育成します。</p> <p>④ ホームページやメールマガジン等を活用し、<u>食育コーディネーターや食づくり名人、伝承名人の活動を広く紹介します。</u></p>	24
第4章 3－（2）－イ	①	地域の特性を生かした食育を進めるため、市町村を中心とした地域における関係者間のネットワークの構築等に対する支援を行います。	市町村を中心とした地域における関係者間のネットワークの構築等を進め、地域の特性を生かした食育に対する支援を行います。	25
第4章 4 指標		項目のみ記載	目標値を追加	26